

第2次 能美市地域福祉活動計画

よろっさ やろっさ っなごっさ!

市民参画でパワーアップ!

平成25年度～平成29年度



私たちの まちづくり大作戦

目次

第1章 第2次能美市地域福祉活動計画の策定にあたって	2
◆ 大切なポイント	3～4
◆ 能美市地域福祉活動計画<第2次>	
◆ 能美市地域福祉活動計画<第2次>の期間は5年間	
◆ 市民が計画づくりに参画し、取り組みに参加する意義	
◆ 福祉は私たちの普段の暮らしに関わっています	
◆ 地域福祉ってなあに？	
◆ 課題解決は、みんなの力で!!	
◆ “ノーマライゼーション”は福祉の基本的な考え方	
◆ “自助・共助・公助”は福祉の大切なポイント	
◆ 地域福祉で捉える“地域”とは？	
第2章 第2次能美市地域福祉活動計画策定の体制と経過	
◆ 計画策定の体制	5
◆ 計画策定までの経過	6
第3章 私たちの思いが繋がる第2次能美市地域福祉活動計画	
◆ 計画の基本的な考え方	7
◆ 基本理念	
◆ 基本目標	
◆ 方針	
◆ 市民参画ですすめる計画推進体制	8
◆ 1次から2次につなぐことと推進体制図	9
第4章 推進する取り組みについて	
◆ ところに寄り添える人づくり委員会	10
◆ 地域見守りネットワークづくり委員会	11
◆ 支えあいのしくみづくり委員会	12
◆ 地域の中でそれぞれができること	13
第5章 市民意識と活動の質を高めるために	
◆ 第2次能美市地域福祉活動計画を推進する体制◆評価する体制	14
◆ 地域福祉推進の支援体制	15～16
※ 資料集	17～32

※ 文中において、「市民」と「住民」の表記が混在しますが、「市民」は全体的な意味において、「住民」は地域を基盤とした意味において区別しています。また、「障害者」は「障がいのある人」と表記していますが、名詞として人・者を示さない「障害」については漢字でそのまま記載しています。

第1章

第2次能美市地域福祉活動計画の 策定にあたって

◆ 第1次計画から第2次計画への積み上げ

平成20年度から平成24年度までの5年間、能美市地域福祉活動計画の第1次として、さまざまな地域福祉活動を進めてきました。

1次計画におけるアクションプランの推進の5年間は、市民や関係団体の方々からのご意見や思いなどを伺いながら、4つのアクションプラン委員会で協議・実施してきました。

このことにより、この5年間は、多くの市民の方々に地域福祉についての理解を深めて頂き、地域福祉の意識の「土壌を耕す」期間となり、これにより地域づくり、人づくりが進みつつあります。

また、少しずつ形に表してきたものとして、

- ◆ 各町(内)会単位で組織されている「地域福祉委員会」や「いきいきサロン」の充実
- ◆ 子育て支援の活動の一つとしての「ファミリー・サポート・センター」やボランティア人口を増やすための「ボランティア・コミュニティ活動支援センター」の運営に、市民が参画していく運営委員会の充実と、市民が気軽に集える場の創出

などがあげられます。

このような中、いよいよ、平成25年度からは、今までの5年間の活動（1次計画）の積み上げをもとに、更に充実をはかる活動（2次計画）が始まります。

市民の力を「よろっさ やろっさ つなごっさ」

そして、「安心・安全で、心豊かな、福祉の地域づくり」

を「私たちのまちづくり大作戦（能美モデル）」として

すすめていきましょう。

◆ 大切なポイント

♥ 能美市地域福祉活動計画 <第2次>



能美市地域福祉活動計画は市民が参画し、住み慣れた地域で、だれもが、安心・安全に暮らせる福祉の地域づくりのための取り組みを協議し、推進している計画です。第1次計画(平成20～24年度)を踏まえ、第2次計画を策定しました。能美市の「能美市総合計画」や「地域福祉計画」「障害者計画」「のびのび高齢者プラン」<ともに第2次計画・平成24～28年度>などの福祉関連計画と連携しながら策定しました。

♥ 能美市地域福祉活動計画 <第2次> の期間は5年間

第2次能美市地域福祉活動計画は、平成25年度から29年度にかけての5年間の計画です。取り組みを実行し、年度ごとに取り組みの進捗状況や地域における効果について、皆が望む「まちづくり」になっているかを確認しながら、活動を見直していきます。

♥ 市民が計画づくりに参画し、取り組みに参加する意義

福祉の意識は、一朝一夕に育つものではなく、それが醸成されるには継続した取り組みが必要です。地域に暮らす市民が、地域福祉活動計画づくりに参画したり、地域福祉活動計画の様々な取り組みに参加することで、市民がつながり、共に生きる意識を高めていくことができ、それが地域全体の福祉意識の向上につながるのです。



一人ひとりが福祉の意識を持つことが大切です。地域の一員として考えてほしいの

♥ 福祉は私たちの普段の暮らしに関わっています

今までは、「福祉」は、困っている人のもの、高齢者の介護や障がいのある人のためにあるものと思われていました。しかし、これからは、私たち一人ひとりの普段の生活に関わるもの、つまり < ふだんの くらしの しあわせ > が「福祉」なのだと考えていきます。

♥ 地域福祉ってなあに？

地域福祉とは、日常生活を営む地域社会の中で、家族、近隣の人々、友人などとの豊かな関係を保ち、誰もが自分らしく誇りをもって、安心・安全にいきいきと暮らせる社会を具体化することを目指したものです。

地域に関わる全ての人(市民・事業者・市社会福祉協議会・関係機関や市など)が力を合わせ、自助、共助、公助の福祉ネットワークを築き、様々な課題に対して、「お互い様」といった関係を基本に“自分のこと”として、市民参画で解決に向けて取り組むことをいいます。

♥ 課題解決は、みんなの力で!!

高齢者・障がいのある人・子育て家庭の支援など、個人だけで解決できない問題は、地域の課題として、市民とともに市や企業、NPOなどの関係する団体が、各々のできることを相互に協力し合い、主体的に課題の解決に向けて連携していくことが大切です。

♥ “ノーマライゼーション”は福祉の基本的な考え方

ノーマライゼーションは、障がいのある人や高齢者などを一般社会から引き離して特別扱いするのではなく、誰もが同じ人間として普通に生活を送ることがあたり前だとする考え方であり、誰もが共に生きる(共生)社会の実現を推進していく福祉の基本的な考え方です。

さらに現在は、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、共に生きる社会の構成員として包み、支え合うことを表すインクルージョン(“包括”)という言葉を用いることが多くなっています。

♥ “自助・共助・公助”は福祉の大切なポイント

少子高齢化、核家族化が急速に進み、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなど新たな社会問題が生じる中、個人の価値観も多様化し、生活の基本である家庭や自分自身で出来ることを行なう自助の機能が弱まっています。誰もが、その人らしく尊重された生活をおくることのできる社会の実現のためには、公助としてのさまざまな制度の充実のみならず、自助を支援するためのボランティア活動や、近隣の見守り、支え合い、助け合いという市民参加による共助のしくみが重要になっています。地域の絆を大切にし、ネットワークを構築していくことで「自助・共助・公助」の3つの福祉のしくみを活性化させていくことが重要です。

♥ 地域福祉で捉える“地域”とは？

地域福祉で捉える「地域」とは、市民の生活の場を基盤とします。身近な顔の見える範囲から、町会・町内会、小・中学校区、市全域など捉え方は様々ですが、市民のいろいろな福祉活動に応じて、無理のない取り組みができる範囲と考えます。

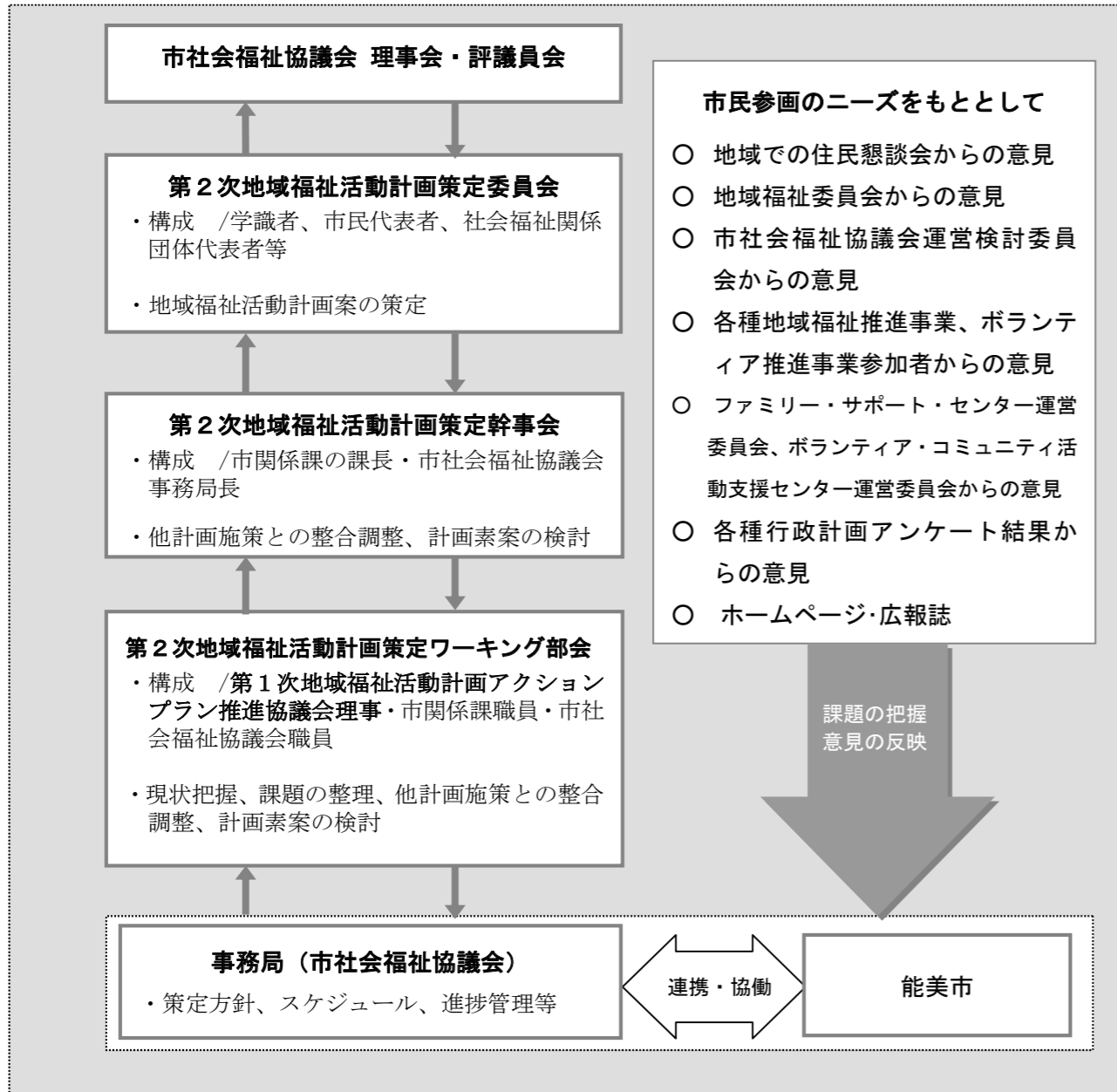


これまでは福祉というと、すぐ民生委員・児童委員さんや福祉推進員さんにおまかせ〜と、思われる方も多かったようですが、みんなが関わって支え合うことが大切なんですね。

第 2 章

第 2 次能美市地域福祉活動計画 策定の体制と経過

■ 第 2 次能美市地域福祉活動計画策定の体制 ■



第 1 次計画（平成 20～24 年度）のまとめ作業を経て、第 2 次計画（平成 25～29 年度）を策定するという関連性から、第 1 次計画におけるアクションプラン推進協議会理事が、第 2 次計画の策定ワーキング部会として作業を担いました。

（能美市地域福祉活動計画策定委員会の設置要綱は資料集に掲載）

◆ 第 2 次計画策定までの経過

月 日	会議内容	月 日	会議内容
平成 24 年 5 月 28 日	◇第 1 次計画 平成 24 年度第 1 回アクションプラン推進協議会 第 1 回評価委員会 ・今後の体制、スケジュール（案）承認	11 月 5 日	◆第 2 次計画 第 5 回策定ワーキング部会 ・計画概要や基本データの検討 ・第 1 次まとめをもとに、第 2 次の取り組みを検討
30 日	◎社会福祉協議会 理事会・評議員会 ・経過説明、第 2 次計画策定委員・幹事会・策定ワーキング部会のメンバー決定	27 日	◇第 1 次計画 第 4 回アクションプラン推進協議会 ・第 1 次計画の報告会の検討
7 月 9 日	◇第 1 次計画 第 2 回アクションプラン推進協議会 ・第 1 次成果と課題、及び第 2 次へつなぐことを 9 月下旬までにまとめる	12 月 6 日	◆第 2 次計画 第 6 回策定ワーキング部会 ・計画概要や基本データの検討 ・第 1 次まとめをもとに、第 2 次の取り組みを検討
9 日	◆第 2 次計画 第 1 回策定ワーキング部会 ・スケジュールの確認 ・計画概要や基本データの検討など	12 月 12 日	■第 2 次計画 第 1 回 策定幹事会
7 月～9 月	※現状の把握として、社会福祉協議会各種事業や各町地域福祉委員会、いきいきサロン、地域福祉促進研修会、及び関係団体の役員会や連絡会において、アンケートを実施	12 月 13 日	★第 2 次計画 第 1 回 策定委員会
8 月 17 日	◆第 2 次計画 第 2 回策定ワーキング部会 ・計画概要や基本データの検討など ※現状把握のアンケート収集・整理	12 月 19 日	◎社会福祉協議会 理事会・評議員会 ・経過説明
9 月 26 日	◇第 1 次計画 第 3 回アクションプラン推進協議会 ◆第 2 次計画 第 3 回策定ワーキング部会 【同時開催】 ・第 1 次成果と課題、及び第 2 次へつなぐことを報告 ・意見交換 ※現状把握のアンケート整理	平成 25 年 1 月 10 日	◆第 2 次計画 第 7 回策定ワーキング部会 ・第 2 次の取り組みを検討
10 月 3 日	◆第 2 次計画 第 4 回策定ワーキング部会 ・計画概要や基本データの検討 ・第 1 次まとめをもとに、第 2 次の取り組みを検討	1 月 17 日	◇第 1 次計画 第 5 回アクションプラン推進協議会 ・第 1 次計画の報告会を検討
		2 月 12 日	◆第 2 次計画 第 8 回策定ワーキング部会 ・第 2 次の取り組み（案）の検討
		14 日	◇第 1 次計画 第 6 回アクションプラン推進協議会 ・第 1 次計画の報告会を検討
		14 日	◇第 1 次計画 第 2 回評価委員会 5 年間の活動を評価
		3 月 6 日	◆第 2 次計画 第 9 回策定ワーキング部会 ・第 2 次の取り組み（案）の最終案
		10 日	◇第 1 次計画の総括 報告会を実施
		13 日	■第 2 次計画 第 2 回 策定幹事会
		15 日	★第 2 次計画 第 2 回 策定委員会 ・基本構想、取り組み等決定
		28、29 日	◎社会福祉協議会 理事会・評議員会 ・報告承認

第 3 章

私たちの思いがつながる能美市地域福祉活動計画

◆ 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

住み慣れた地域で、私らしくいきいきと、安心・安全に暮らせるように、私たち自らが主体となって、地域のあたたかいつながりを深め、暮らしの中の様々な課題の解決に向けて、互いに支え合うことのできるまちづくりを目指します。

市民参画型 ころろ豊かな福祉社会の創造

(2) 基本目標

基本理念を受け、目標として掲げます。

私らしくいきいきと 安心・安全に幸せ感を持って暮らせる地域づくり

この基本目標を達成するため、市民の多くの意見をもとに、能美市地域福祉活動計画を組み立てています。

(3) 方針

目標に向けて実現する方針として、市民参画を基本とし、自助と共助の活動の活発化をめざすことを、大きく2つに分けて示します。

市民の参画意識をさらに高める ～ 自助・共助活動の推進のしくみづくり ～

市民参画のしくみをつくる ～ 共助活動の実践のしくみづくり ～

◆ 市民参画ですすめる計画推進体制

地域福祉をすすめるため市民参画の組織をもって協議します。

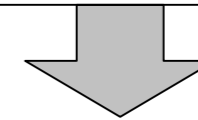
第1次計画は、アクションプランを実現するための組織「アクションプラン委員会」を4つ設置し進めましたが、その協議過程において、各委員会相互の連携をさらに深める必要性が明確になったため、第2次計画では、より効果的な取り組みができるよう整理し、3つの委員会を設置します。



アクションプラン
ってなあに？
第1次計画において、
地域福祉向上に向け
て取り組んだ「目指す
項目」のことです。

【第1次計画】

- ・ 地域福祉人づくり委員会
- ・ 地域福祉ネットワークづくり委員会
- ・ 地域福祉支えあいのしくみづくり委員会
- ・ 私たちのボランティアセンターづくり委員会
- ◆ 「アクションプラン推進協議会」（上記4委員会の進捗管理）



詳細は、次頁をご覧ください。

積み上げ、つながります。

【第2次計画】

- ・ こころに寄り添える人づくり委員会
- ・ 地域見守りネットワークづくり委員会
- ・ 支えあいのしくみづくり委員会
- ◆ 「あたたかい地域づくりの会」（上記3つの委員会の連携）

※ 3つの委員会は、それぞれ小委員会<市の関連会議や既存組織>を持ち、情報交換し、地域での取り組みをすすめます。

※ 3つの委員会は、市地域福祉計画(市関連計画)や市社会福祉協議会事業と連携します。

※ 3つの委員会には、市民・地域の諸団体・事業者・市・市社会福祉協議会がそれぞれの立場で、役割を果たしながら連携・協力して、市民の力(パワー)を發揮します！

★ 3つの委員会が連携し、地域における地域福祉のあり方を検討する組織

として、「あたたかい地域づくりの会」を設置します。

1次		2次		3次	
1次アクションプラン委員会	●1次計画の重点項目と目指したいアクションプラン	(1次の課題から)2次計画につなぐこと	「2次へつなぐこと」に、市民意見を反映させた「今後のめざすこと」	2次の推進体制に関する意見	【推進体制】市地域福祉計画(市関連会議)や社会福祉協議会事業と連携する。 ※ 3つの委員会は、(*各小委員会<市の関連会議や既存組織>や運営委員会)で検討された課題について、情報交換し、地域での取り組みを協議する。
地域福祉人づくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●地域に暮らす様々な人の思いについてお互いの理解と共生の意識を高める取組み ●世代間ふれあい交流の促進 ●相談事業の展開などの福祉専門職や施設の活用 ●企業も巻き込んだ団塊の世代の社会参加活動の推進など 	<ul style="list-style-type: none"> ◎福祉の人づくりとは、「人のところに寄り添える人をつくる」と定義し、その「人づくり」をすすめる手段として「ふれあい行事」を地域の中で増やすために、地域福祉委員会との連携を系統立てて進める。 ◎ボランティア育成支援や地域福祉委員会支援や様々な事業や研修に、指針を示す「能美市における福祉教育の在り方を議論する場」を作ることが必要。 ◎名称や組織形態、構成員は、幅広い分野からの人材の結集を。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域のだれもが心豊かに暮らせることをすすめるために、地域における「ふれあい行事」を通して、気づきを促し、「人のところに寄り添える人」を増やすことをめざす。 ◆障害別の特性を理解し、関わり方を学ぶための講座を開催するなど、学びの機会を増やす。 ◆当事者や家族の思いを聴く・活かすことを大切にしていこうとめざす。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「人のところに寄り添える人を増やす」ことを考える会の設置とその充実が必要 ◆地域福祉全体の中での「人のところに寄り添える人を増やす」ことを協議する機会(会議)が必要 	<p>ここに寄り添える人づくり委員会</p>
地域福祉ネットワークづくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉委員会の設置 ●地域福祉委員会モデル地区指定 ●地域福祉活動の重点項目 *見守りネットワーク活動の充実 *自主防災組織との連携 *要援護者支援体制の整備 *住民懇談会の開催 *児童の見守り体制の充実 *広報PRを計る 	<ul style="list-style-type: none"> ◎既設置町(内)会であっても、地域福祉委員会と、その活動への理解が広く得られていない実情もあり、更に広く周知理解を得ていくことが必要である。 ◎未設置町会に対し、設置への働き掛けや支援の継続を基本としつつ、未設置の要因を考慮し、単に、設置という形だけにとられない方策も検討していく。 ◎孤立死等を防ぐために、要援護者に関わる地域住民と市・福祉関係機関だけでなく、民間事業者も含めた連携・協力が必要であり、見守りネットワーク体制の構築を検討・推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域のだれもが安心・安全に暮らせるよう、見守りネットワーク体制の推進と充実をめざす。 *地域福祉委員会の設置と活動の充実 *日常生活支援等の取り組みの充実 *要援護者支援体制の整備 *自主防災組織との連携 *いきいきサロン活動の充実 *医療・介護・福祉の連携 *企業・商店等も含めた地域ぐるみの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域福祉委員会活動に対する理解の促進と、地域福祉意識の向上を図ることが必要 ◆地域における日常生活上の支えあいの充実が必要(ゴミ出し・買い物支援等の日常生活支援など) ◆権利擁護や虐待、貧困・社会的孤立・住宅・就労問題等に対する地域における相談・支援体制について考える機会が必要 ◆高齢者や障がいのある人等のサービス提供事業所同士の情報交換や研修の機会が必要 ◆地域福祉全体の中での地域福祉委員会及び地域の取り組みを協議する機会(会議)が必要 	<p>地域見守りネットワークづくり委員会 (地域における支えあいの基盤とその活動を推進する)</p> <p>地域での取り組みについて協議する。</p>
地域福祉人づくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●いきいきサロン連絡会の立ち上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ◎町(内)会や地域福祉委員会と連携する「いきいきサロン」にする。 ◎いきいきサロンの担い手の研修会や話し合う機会を創出していくことが必要である。 ◎広く地域住民に、いきいきサロン活動への理解と関心を持ってもらえるよう活動事例等の情報発信により、周知・啓発していくことが必要である。 ◎いきいきサロンの企画・運営等への負担感が少ないよう、催しや食事を重視せず、気軽に集い話し合える場づくりをすすめることが課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆共助・互助の理解をすすめる講座を実施し、市民の意識啓発をめざす。 ◆地域における権利擁護や虐待、貧困、社会的孤立、住宅、就労等の課題に対する相談・支援体制の充実をめざす。 ◆高齢者や障がいのある人等のサービス提供事業所が地域の見守り・支えあいの輪の中に入るために、情報交換や研修の機会の充実をめざす。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域福祉全体の中での子育て支援を協議する機会(会議)が必要 ◆ファミリー・サポート・センター運営委員会の充実が必要 	<p>あたたかい地域づくりの会</p>
地域福祉支えあいのしくみづくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●「支えあいのしくみ」「たすけあい」に関する住民の理解をすすめる ●ファミリー・サポート・センターの運営の企画実践(運営委員会構築) ●子育てサポーター養成講座や交流の機会をつくる 	<ul style="list-style-type: none"> ◎企業への啓発活動と、寸劇を通じた啓発できる場所。ファミリー・サポート・センターと親子サロン合同開催の絵本喫茶の場の確保・常設化。 ◎障がいのある子どもや親とのかかわりを大切に交流を深める。→月1回、曜日を決めて障がいのある子ども、親子が参加できるサロンを開催する。 ◎ファミリー・サポート・センターがただのサービス提供だけにとどまらず、支えあうことの大切さを啓発する。ファミリー・サポート・センター運営検討委員会を2か月に1回開催し充実する。 ◎常設の親子サロンをつくる。子育てサポーター養成講座を実施し、受講終了した人にも関わってもらえることめざす。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆子育て支援体制の充実のために、常設の親子サロンの設置を含め、市・社協・市民が連携し、ファミリー・サポート・センター・親子サロン・子育て支援センターの有機活用をめざす。 ◆地域における「支えあい・たすけあい」意識が広がるよう、市民向けに子育てサポーター養成講座を実施し、地域における子育て支援者の核を育成し、子育て環境の充実をめざす。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域福祉全体の中での子育て支援を協議する機会(会議)が必要 ◆ファミリー・サポート・センター運営委員会の充実が必要 	<p>支えあいのしくみづくり委員会</p>
私たちのボランティアセンターづくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア・コミュニティ活動支援センター運営委員会の構築 ●ボランティアの活動拠点としての情報システムの構築 ●住民の相談窓口としてのマッチング機能充実 ●ボランティア個人や団体の活動支援や交流の場づくり ●各年代層や各地区、各分野へのボランティア意識の啓発と人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ◎運営委員がボランティア・コミュニティ活動支援センターの事業等を構築できるように図る。活動計画を市ボランティア・コミュニティ活動支援センターの事業に具体的に反映するため、アクションプラン委員会と運営委員会の相互が情報共有、協議。 ◎ボランティアの登録者と利用者(相談・斡旋)の拡大を図る <ul style="list-style-type: none"> ①ボランティア・コミュニティ活動支援センターのホームページ充実 分野別導入 【ボランティア登録】 【登録から活動まで】 【ボランティア依頼方法】 【依頼から受け入れ】 ②人が集うボランティア・コミュニティ活動支援センターのPRの充実 名刺サイズのリーフレットなどの作成 ◎ボランティア・コミュニティ活動支援センター体験事業(喫茶 あいテラス)の活用と、気軽にボランティア相談・ニーズ集約・情報発信できることをめざす。ボランティア主体で(喫茶 あいテラス)の運営をめざす。ボランティアコーディネートの技能向上を図る場を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆心豊かに暮らせるよう、市民が集い易く気軽に情報の収集・発信ができるボランティア・コミュニティ活動支援センターの充実をめざす。 ◆地域における「支えあい・たすけあい」意識が広がるよう、市民向けにボランティアコーディネーター養成講座を実施し、地域におけるボランティア活動者の核を育成し、ボランティア活動の充実をめざす。 ◆高齢者や障がいのある人など、地域に暮らす人々を対象とした支えあいのしくみづくりを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域福祉全体の中でのボランティア推進を協議する機会(会議)が必要 ◆地域福祉全体の中での高齢者や障がいのある人など、地域に暮らす人々を対象とした支えあいを協議する機会(会議)が必要 ◆ボランティア・コミュニティ活動支援センター運営委員会の充実が必要 	<p>ボランティアを推進する小委員会として</p> <p>(子育て支援やボランティア活動支援の更なる充実と、高齢者や障がいのある人など、地域に暮らす人々を対象とした支えあいのしくみづくりを推進する)</p>

基本理念
基本目標
方針

市民参画型 二つに豊かな福祉社会の創造

私らしくいきいきと 安心・安全に幸せ感を持って暮らせる地域づくり

市民参画のしくみをつくる

市民の参画意識をさらに高める

自助・共助の活動推進のしくみづくり

共助活動の実践のしくみづくり

◆あたたかい地域づくりの会は、各委員会3名ずつの委員で構成。「連携体制・共通の課題や新たな課題の解決に対応する推進体制の整理を行い、全体での検討を進める。」

第 4 章

推進する取り組みについて

◆ ところに寄り添える人づくり委員会

第 2 次計画 で めざすこと

- 地域のだれもが心豊かに暮らせることをすすめるために、地域におけるふれあい行事を通して、気づきを促し、「人のところに寄り添える人」を増やすことをめざす。
- 障害別の特性を理解し、関わり方を学ぶための講座を開催するなど、学びの機会を増やす。
- 当事者や家族の思いを聴く・活かすことを大切にしていくことをめざす。

第 2 次計画 の 指 標

- ・ 市社会福祉協議会の会員数 (単年度数)
(H24 実績 4,602 人) を 5,000 人に
- ・ 障がいのある人の仲間作りと社会参加を目的とする交流の機会の開催数 (単年度数) (H24 実績 14 回) を 36 回に
- ・ 地域における「ふれあい行事」の開催数 (単年度数)
(H24 実績 4 回) を 76 回に

※指標については、地域福祉の推進や福祉意識の高まりを数値化することが難しいため、表記する数値は、「どのように考えるか」という見方の目安としての参考数値として捉えます。

委員 構 成

町会連合会、自治公民館連絡協議会、民生委員児童委員協議会、婦人団体協議会、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協議会、母子寡婦福祉連合会、手をつなぐ育成会、ボランティア連絡協議会、学校教育関係、高齢者福祉施設、商工会、市関係課

◆ 地域見守りネットワークづくり委員会

第2次計画 で めざすこと

- 地域のだれもが安心・安全に暮らせるよう、見守りネットワーク体制の推進と充実をめざす。
 - *地域福祉委員会の設置と活動の充実
 - *日常生活支援等の取り組みの充実
 - *要援護者支援体制の充実
 - *自主防災組織との連携
 - *いきいきサロン活動の充実
 - *医療・介護・福祉の連携
 - *企業・商店等も含めた地域ぐるみの連携
- 共助・互助の理解をすすめる講座を実施し、市民の意識啓発をめざす。
- 地域における権利擁護や虐待、貧困、社会的孤立、住宅、就労等の課題に対する相談・支援体制の充実をめざす。
- 高齢者・障がいのある人等のサービス提供事業所が、地域の見守り・支えあいの輪の中に入るために、情報交換や研修の機会の充実をめざす。

第2次計画 の 指 標

- ・地域福祉委員会の延開催数(単年度数) (H24実績 390回)を 444回に
- ・いきいきサロンの延開催数(単年度数)(H24実績 679回)を 740回に
- ・地域福祉委員会ヒント探し講座【入門編】修了者数
(地域福祉委員会活動推進員登録者数)(累計数)
(H24実績 139人)を 250人に

※指標については、地域福祉の推進や福祉意識の高まりを数値化することが難しいため、表記する数値は、「どのように考えるか」という見方の目安としての参考数値として捉えます。

委員構成

町会連合会、自治公民館連絡協議会、民生委員児童委員協議会、婦人団体協議会
老人クラブ連合会、身体障害者福祉協議会・母子寡婦福祉連合会・手をつなぐ育成会、
ボランティア連絡協議会、学校教育関係、高齢者福祉施設、商工会、市関係課
小委員会代表

連携する小委員会<市の関連会議や既存組織>

- ◇地域福祉委員会活動を推進する小委員会(充実・応用編終了地域福祉委員会を対象とした推進会議)
- ◇地域における権利擁護や虐待・貧困・社会的孤立・住宅・就労問題などを考える各種小委員会
- ◇サービス提供事業所の研修連絡会

◆ 支えあいのしくみづくり委員会

第2次計画 で めざすこと

- 子育て支援体制の充実のために、常設の親子サロンの設置を含め、市・市社会福祉協議会・市民が連携し、ファミリー・サポート・センター・親子サロン・子育て支援センターの有機的活用をめざす。
- 心豊かに暮らせるよう、市民が集いやすく、気軽に情報の収集・発信ができるボランティア・コミュニティ活動支援センターの充実をめざす。
- 地域における「支えあい・たすけあい」意識が広まるよう、市民向けに子育てサポーター養成講座やボランティアコーディネーター養成講座を実施し、地域におけるそれぞれの活動者の核となる人材を育成し、子育て応援やボランティア活動の更なる充実をめざす。
- 高齢者や障がいのある人など、地域に暮らす人々を対象とした支えあいのしくみづくりを推進する。

第2次計画 の 指 標

- ・親子を対象とする支えあい事業の開催数(単年度数)
(H24実績 130回)を 360回に
<再掲>
- ・いきいきサロンの延開催数(単年度数)(H24実績 679回)を 740回に
<再掲>
- ・障がいのある人の仲間作りと社会参加を目的とする交流の機会の開催数(単年度数)
(H24実績 14回)を 36回に
- ・ボランティア登録者数(単年度数) (H24実績 3,385人)を 5,000人に
- ・ボランティア登録グループ数(単年度数)
(H24実績 86団体)を 96団体に

※指標については、地域福祉の推進や福祉意識の高まりを数値化することが難しいため、表記する数値は、「どのように考えるか」という見方の目安としての参考数値として捉えます。

委員構成

町会連合会、自治公民館連絡協議会、民生委員児童委員協議会、婦人団体協議会
老人クラブ連合会、身体障害者福祉協議会・母子寡婦福祉連合会・手をつなぐ育成会、
ボランティア連絡協議会、学校教育関係、高齢者福祉施設、商工会、市関係課
小委員会代表

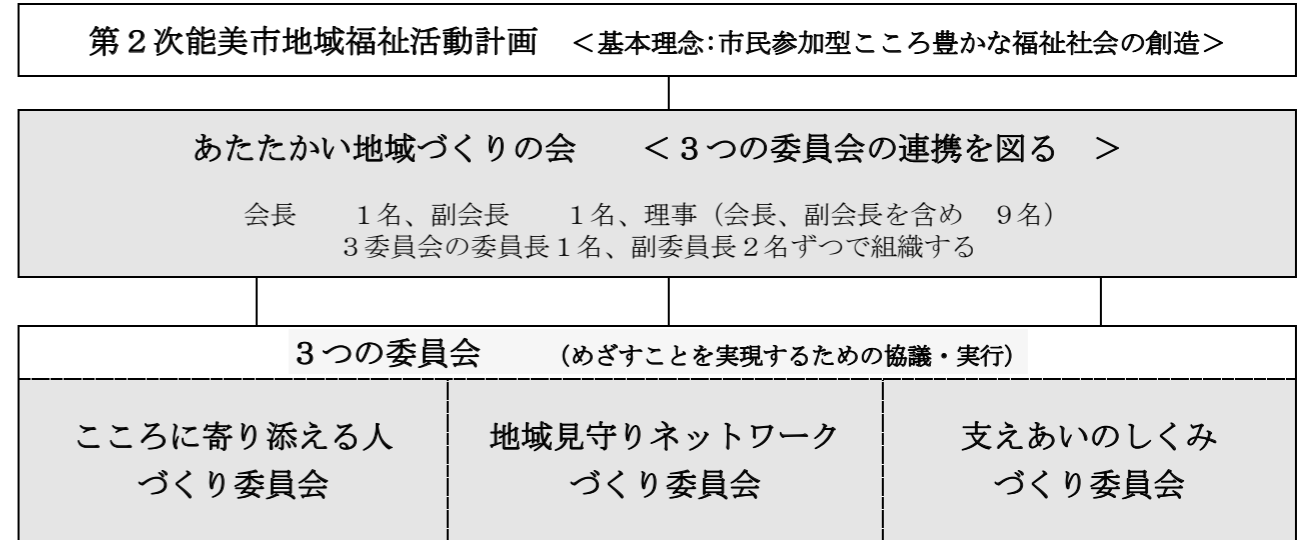
連携する小委員会<市の関連会議や既存組織>

- 子育て応援を推進する小委員会
- 能美市ファミリー・サポート・センター運営委員会
- <再掲>地域における権利擁護や虐待・貧困・社会的孤立・住宅・就労問題などを考える各種小委員会
- 能美市ボランティア・コミュニティ活動支援センター運営委員会

市民意識と活動の質を高めるために

◆ 第2次能美市地域福祉活動計画を推進する体制

下記の体制において本計画を推進していきます。



3つの委員会、及び「あたたかい地域づくりの会」の事務局は能美市社会福祉協議会が担当します。

- ・3つの委員会は、取り組みの活動内容や連携に関する課題などを、「あたたかい地域づくりの会」に報告します。
- ・「あたたかい地域づくりの会」の役割は、共通の課題や、新たな課題の解決に対応する推進体制を整理することや、3つの委員会では捉えきれない問題についても、全体で検討を行い、計画全体の進捗状況や連携内容を確認し、市民への報告に努めます。

◆ 第2次能美市地域福祉活動計画を評価する体制

本計画の進捗状況等を評価する組織として能美市地域福祉活動計画評価委員会を設置し、進捗状況等を毎年度評価します。

また、評価内容の報告は、3年目と5年目に行い、市社会福祉協議会ホームページにおいて、広く情報公開していきます。

* 地域福祉をすすめる市民の意識の向上と活動の継続には、評価することが必要です。市民自らが見直し、点検し、改善を工夫することで、主体性の意識や活動の質もより高まります。そして、評価内容と改善案を公表することで、情報の共有化を図り、地域全体での地域福祉の理解を広めていくことにつなげます。

(能美市地域福祉活動計画あたたかい地域づくりの会、評価委員会の各設置要綱は資料集に掲載)

◆ 地域の中でそれぞれができること

個人の問題を、自分たちの問題と捉えて、地域の皆が、互いに出来ることを考え、話し合い、工夫することで、支え合える地域づくりをめざします。



公助

共助

自助

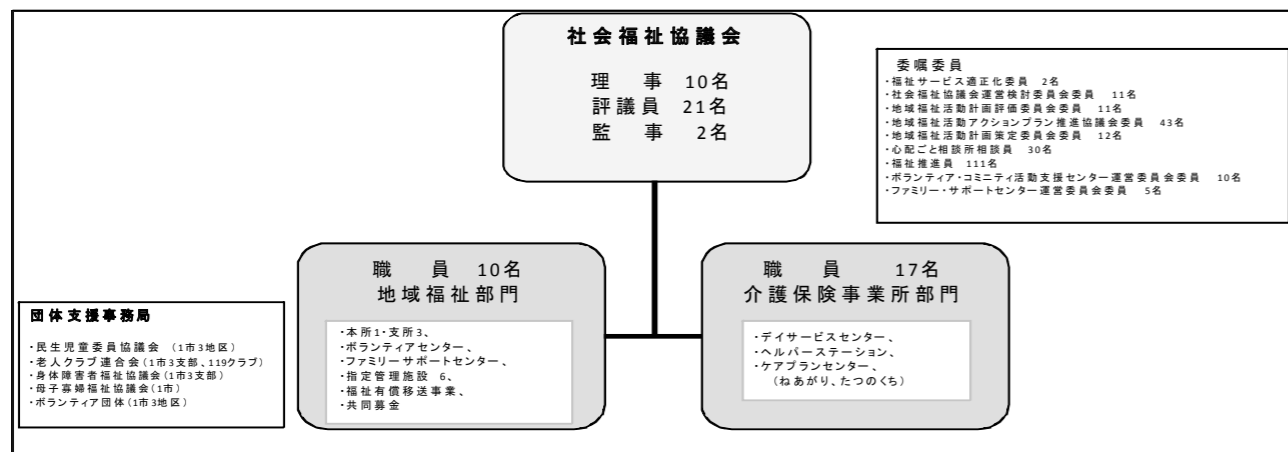
◆ 地域福祉推進の支援体制

今後は、より多くの市民や多様な団体が、地域福祉活動に参加し易い環境を整備するために地域福祉活動計画の他に、下記の組織内において、改善強化に取り組めます。

- * 市民の活動の「運営」支援組織として、能美市社会福祉協議会の強化を、「能美市社会福祉協議会 理事会・評議員会」において報告します。
- * 市民活動の「資金」助成組織として、石川県共同募金会能美市共同募金委員会の強化を、「石川県共同募金会能美市共同募金委員会 運営委員会」において検討します。

地域福祉の活動を推進する社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に規定されている、地域福祉を推進することを目的とする民間団体です。全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されており、その地区内の社会福祉を目的とする事業の経営者や社会福祉に関する活動を行う者が参加して、公正中立な立場から地域福祉をすすめる事業を行なっています。



能美市社会福祉協議会は、本所と根上・寺井・辰口の3つの支所をもち、小地域単位の見守りネットワークの構築やボランティア・コミュニティ活動支援センターの運営、身近な福祉相談窓口の設置及び様々な在宅福祉のサービスを提供しています。その他、サービス提供事業所を運営し、地区内の介護サービスの充実にも努めています。

また、地域住民の福祉意識の向上と福祉活動への参加を目的に「会員会費制度」に取り組み、市民に支えられたまちぐるみの福祉活動を推進しています。平成24年度には、個人・団体共に、正会員と賛助会員を設け、意志表示ができる形にするために会員会費制度を改正し、地域福祉への関心が高まるよう取り組んでいます。

今後もさらに地域福祉活動推進の中核としての機能を十分に発揮できるよう、基盤の強化と、組織体制の充実を図っていくことが求められています。

<平成25年度 会員会費の使途計画> (千円)

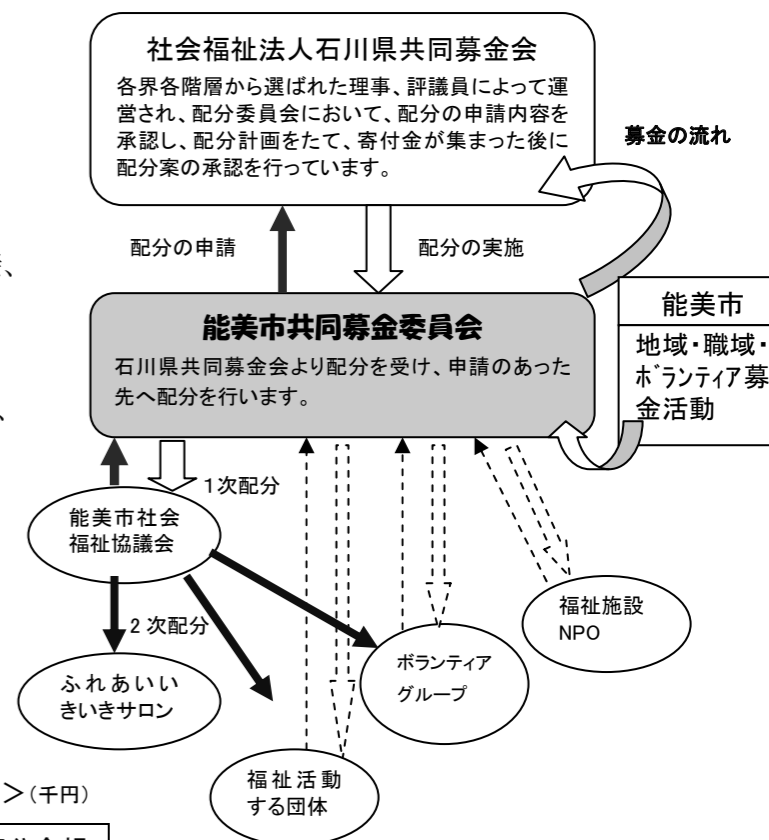
地域福祉事業	配分金額
ふれあいきいきサロン助成	2,992
親子サロン事業	508
能美市民ボランティアフェスティバル	300
福祉施設地域連携事業	50
会員募集	150
合計	4,000

地域福祉の活動に使われている共同募金とは？

共同募金は、社会福祉法第112条に規定され、厚生労働大臣の告示により、全国一斉に行なわれる「赤い羽根共同募金」や「歳末たすけあい募金」などのことを指します。その運動の実施主体は、都道府県単位に組織された共同募金会で、市区町村に共同募金委員会・支会分会が設置されています。

能美市では・・・

現在は、能美市社会福祉協議会が直接、1次配分を受け、 のように地域福祉事業を通じて、2次配分を行っていますが、今後は のように、様々な団体が、能美市共同募金委員会へ直接、申請をしたり、 のように配分を受けたりすることができ、より主体的、先駆的な地域福祉活動がしやすいような環境を整備することが求められています。



<平成25年度 共同募金配分事業の使途計画> (千円)

地域福祉事業	配分金額
ふれあい型配食サービス(各地区月2回)	900
ボランティアセンター登録ボランティアグループへの活動助成	400
能美市ボランティア連絡協議会への助成	355
能美市民ボランティアフェスティバル実行委員会への助成	224
障がいのある人の社会参加活動費への助成	121
親子サロン事業	69
市商工会女性部買い物弱者支援活動	50
歳末見舞金	2,144
合計金額	4,263

共同募金とは

「共同募金」は、各都道府県ごとに行われます。災害時には広域募金として使われますが、それ以外の集まった募金は、その地域内で使い道が決められ、募金をした方々の地域で生きる循環型の募金です。



「共同募金」という言葉はよく聞くから、なんとなく「安心感」は持たれるけれど、地域福祉の活動に使われていることはあまり知られていなくて残念！毎年、各家庭に「赤い羽根の共同募金」へのご理解を頂くチラシをお届けしています。また見てくださいね！

資料集

- ・ 能美市地域福祉活動計画第2次策定委員会委員名簿
- ・ 〃 幹事会委員名簿
- ・ 〃 ワーキング部会委員名簿
- ・ 能美市社会福祉協議会理事・監事名簿
- ・ 〃 評議員名簿
- ・ 能美市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
- ・ 〃 あたたかい地域づくりの会設置要綱
- ・ 〃 評価委員会設置要綱
- ・ 能美市における福祉の現状
 - (1)人口・世帯数の推移
 - (2)少子高齢化の進行
 - (3)高齢者を含む世帯の推移
 - (4)要介護認定者数の推移
 - (5)老人クラブ会員数の推移
 - (6)シルバー人材センター会員数の推移
 - (7)児童数の推移
 - (8)生活保護の状況の推移
 - (9)障害者手帳所持者の推移
 - (10)社会福祉協議会の会員登録人数と、会費金額の推移
 - (11)地域福祉委員会設置状況の推移
 - (12)社会福祉協議会登録ボランティアの推移
 - (13)赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金額の推移
- ・ 福祉関係施設一覧

能美市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

	氏名	所属
1	蓮田茂樹	市町会連合会
2	安川豊章	市自治公民館協議会
3	山本多津子	市民生委員児童委員協議会
4	西田栄	市老人クラブ連合会
5	松浦朝旨	市身体障害者福祉協議会
6	中川美子	市婦人団体協議会
7	栗山よしみ	市ボランティア連絡協議会
8	福永善則	学校代表
9	山内孝志	障害福祉サービス事業所
10	高塚亮三	第1次計画アクションプラン推進協議会長
11	田中邦一	〃 評価委員長
12	吉光年治	市健康福祉部長

能美市地域福祉活動計画策定幹事会委員名簿

	氏名	所属
1	東英之	市福祉課長
2	坂井俊之	市介護長寿課長
3	佐々木ひふみ	市健康推進課長
4	本江信一	市子育て支援課長
5	宮本肇	市学校教育課長
6	斉藤敏明	市社会福祉協議会常務理事兼事務局長

能美市地域福祉活動計画ワーキング部会委員名簿

	氏名	所属	第1次計画役職
1	宮田明	市自治公民館協議会	地域福祉人づくり委員会副委員長
2	橋本八重子	市手をつなぐ育成会	地域福祉人づくり委員会副委員長
3	井上徹	市民生委員児童委員協議会	地域福祉ネットワークづくり委員会委員長
4	吉田良	市自治公民館協議会	地域福祉ネットワークづくり委員会副委員長
5	喜多泉	のみ子育てネットワーク	地域福祉支えあいのしくみづくり委員会委員長
6	清水奈津美	のみ子育てネットワーク	地域福祉支えあいのしくみづくり委員会副委員長
7	西川方敏	市ボランティア連絡協議会	私たちのボランティアセンターづくり委員会委員長
8	武田裕幸	福祉施設	私たちのボランティアセンターづくり委員会副委員長
9	本田昌之	市福祉課	市福祉課

[平成25年3月31日現在・記載名簿は全て敬称略]

能美市社会福祉協議会理事・監事名簿

役職名	氏名	所属
理事	宮本 長興	学識経験者
〃	水毛生 直則	市医師会
〃	山本 多津子	市民生委員児童委員協議会
〃	蓮田 茂樹	市町会連合会
〃	中川 美子	市婦人団体協議会
〃	高塚 亮三	NPO 法人老人介護マトリックスとまり木
〃	栗山 よしみ	市ボランティア連絡協議会
〃	上村 眞吾	産業経済界
〃	吉光 年治	市健康福祉部
〃	斉藤 敏明	市社会福祉協議会事務局

監事	金森 修栄	市監査委員
〃	木村 龍雄	市監査委員

能美市社会福祉協議会評議員名簿

役職名	氏名	所属
評議員	井上 徹	市民生委員児童委員協議会
〃	長田 壽博	市民生委員児童委員協議会
〃	川崎 俊雄	市町会連合会
〃	東 浩一	市町会連合会
〃	西出 紀代美	市婦人団体協議会
〃	小杉 紀代美	市婦人団体協議会
〃	北浦 龍也	社会福祉法人湯寿会
〃	梁 喜代一	社会福祉法人陽翠水
〃	室谷 隆盛	市商工会事務局
〃	西田 栄	市老人クラブ連合会
〃	松浦 朝旨	市身体障害者福祉協議会
〃	稲実 恵子	市母子寡婦福祉連合会
〃	荒田 正信	市手をつなぐ育成会
〃	河村 恵美子	市ボランティア連絡協議会
〃	田中 策次郎	市ボランティア連絡協議会
〃	安川 豊章	市自治公民館
〃	福永 善則	市立湯野小学校
〃	荒井 昌宏	市社会教育委員会議
〃	小山 嘉孝	市介護者の会
〃	東 英之	市健康福祉部福祉課
〃	坂井 俊之	市健康福祉部介護長寿課

能美市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 幅広く市民及び関係者の意見や意向を取り入れ、能美市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、能美市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会は、16人以内の委員で組織し、市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

2 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合は後任者の任期は前任者の残任期間とする。計画策定後は、同計画評価委員会委員に移行することとする。

3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、策定委員会に臨時委員をおくことができる。

4 臨時委員は、会長が委嘱し、その任期は当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

5 策定委員会に正副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

(任務)

第3条 策定委員会は、計画に関する調査及び研究を行い、計画案を策定し、会長に報告するものとする。

2 委員長は策定委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 策定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

3 策定委員会には必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 策定委員会は、計画の策定に関する調査、研究、分析及び計画素案の作成を行うため、幹事会を設置する。

2 幹事会は正副委員長各1人を置き、幹事会委員の互選によりこれを定める。

3 幹事会は必要に応じ、幹事会委員長が招集し、幹事会委員長が座長となる。

4 幹事会には必要に応じ、幹事会以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 策定委員会及び幹事会の事務局は、能美市社会福祉協議会に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月26日から施行する。

2 最初に招集される委員会は、第3条及び第4条の規定に関らず、会長が招集する。

3 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

**能美市地域福祉活動計画
あたたかい地域づくりの会設置要綱**

(目的)

第1条 能美市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）に示された基本目標を達成するために、市民主体の取組みが効果的に進むよう、あたたかい地域づくりの会を設置する。

(組織)

第2条 あたたかい地域づくりの会は、市民主体の取組みを進めるための、次の3つの委員会（以下「委員会」という。）により構成する。

- 1) ところに寄り添える人づくり委員会
 - 2) 地域見守りネットワークづくり委員会
 - 3) 支えあいのしくみづくり委員会
- 2 あたたかい地域づくりの会を構成する委員会は、それぞれ15人以内の委員で組織し、社会福祉法人能美市社会福祉協議会長（以下「社協会長」という。）が委嘱する。
- 3 各委員会の委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。また、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 各委員会に委員長1人・副委員長2人を置き、委員の互選により選任する。
- 5 活動計画の実行段階において必要があるときは、各委員会に小委員会をおくことができる。
- 6 小委員会の設置に関しては、該当する委員会ごとに別に定める。
- 7 あたたかい地域づくりの会の理事は、能美市地域福祉活動計画評価委員会委員を兼ねる。

(役員)

第3条 あたたかい地域づくりの会に次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
 - 2) 副会長 1名
 - 3) 理事 9名（会長、副会長含む）
- 2 理事は、各委員会の委員長及び副委員長がこれにあたる。
- 3 会長及び副会長は、理事の互選により選任する。
- 4 会長は、あたたかい地域づくりの会を代表し、会務を統括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。また、役員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 あたたかい地域づくりの会の会議は、理事会とする。

- 2 理事会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、出席した理事の過半数により議事を決定する。
- 4 理事会は、各委員会間の調整に関する事、及びその他地域福祉の推進に関する事を審議する。

(事務局)

第5条 あたたかい地域づくりの会の事務局は、能美市社会福祉協議会に置く。

(その他)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、社協会長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 最初に召集されるあたたかい地域づくりの会の理事会及び委員会は、第4条の規定に関わらず、社協会長が召集する。

能美市地域福祉活動計画評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法人能美市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が「能美市地域福祉活動計画」（以下「活動計画」という。）の展開にあわせ、活動計画評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、進捗状況の検討・評価を行うことを目的とする。

(構成)

第2条 委員会は、下記の委員12名以内で構成し、社協会長がこれを委嘱する。

- (1) あたたかい地域づくりの会理事9名
 - (2) 社会福祉法人能美市社会福祉協議会長が必要と認める者
- 2 この委員会に委員長1名及び、副委員長1名を置く。委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 任期の途中で交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(任務)

第4条 委員会は、活動計画の進捗状況と今後の課題について検討・評価し、その結果を社協会長に報告する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、社協に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、社協会長が定める。

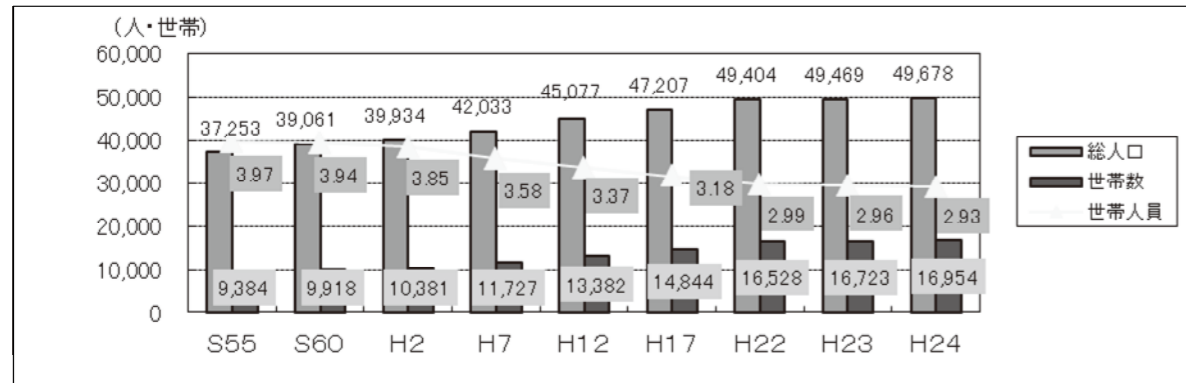
附則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 委員の委嘱後最初に開かれる委員会は、第5条の規定に関わらず、社協会長が招集する。
- 3 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

能美市における福祉の現状 (ことわりのない数値は、各年4月1日現在のものです)

(1) 人口・世帯数の推移

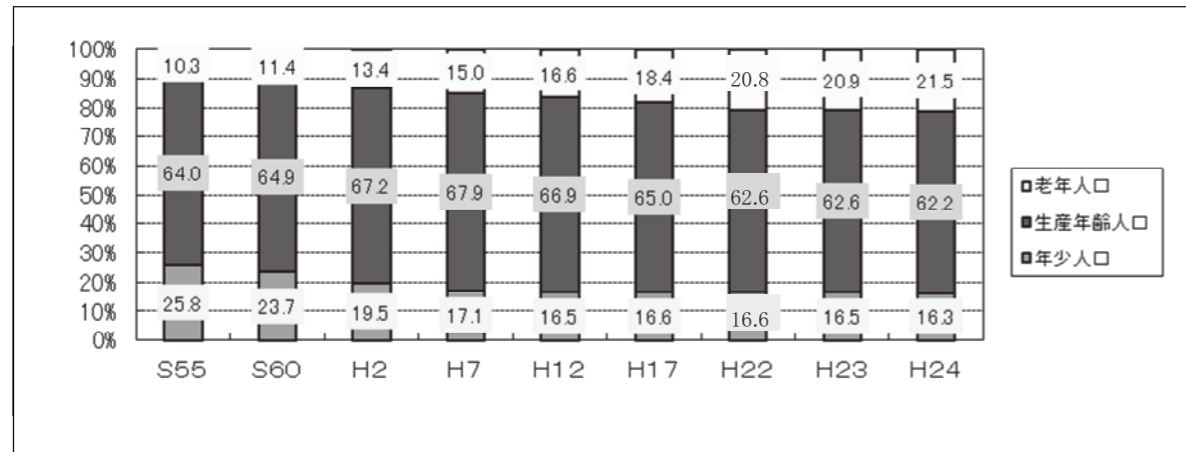
本市の人口 (H24) は 49,678 人、世帯数は 16,954 世帯で増加傾向を示しています。一方、世帯人員は 2.93 人/世帯で年々減少傾向にあり、世帯の小規模化がみられます。



(資料：S55～H17は国勢調査 H18～住民基本台帳)

(2) 少子高齢化の進行

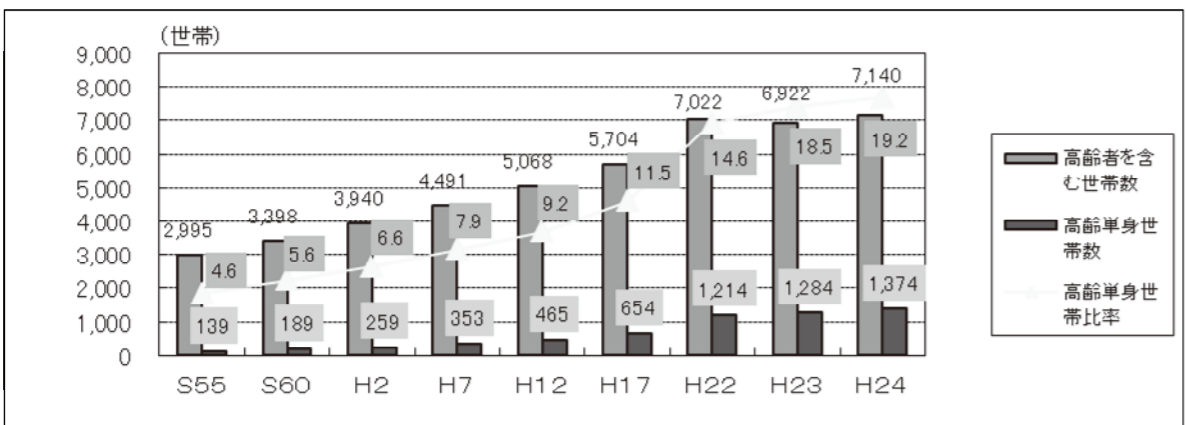
年齢別人口の割合 (H24) は、年少人口 16.3%、生産年齢人口 62.2%、老年人口 (高齢化率) 21.5%で少子高齢化が進行しています。参考として県の高齢化率は 23.7%。



(資料：S55～H17は国勢調査 H18～住民基本台帳)

(3) 高齢者を含む世帯の推移

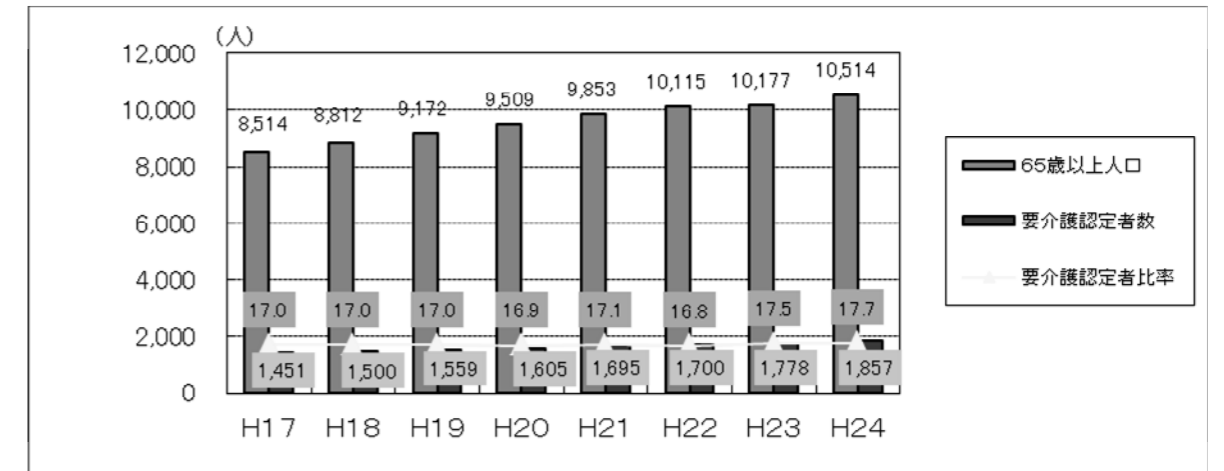
高齢者を含む世帯 (H24) は 7,140 世帯で、その 19.2%にあたる 1,374 世帯が高齢単身世帯となっています。高齢単身世帯の比率は年々増加しています。



(資料：S55～H17は国勢調査 H18～住民基本台帳)

(4) 要介護認定者の推移

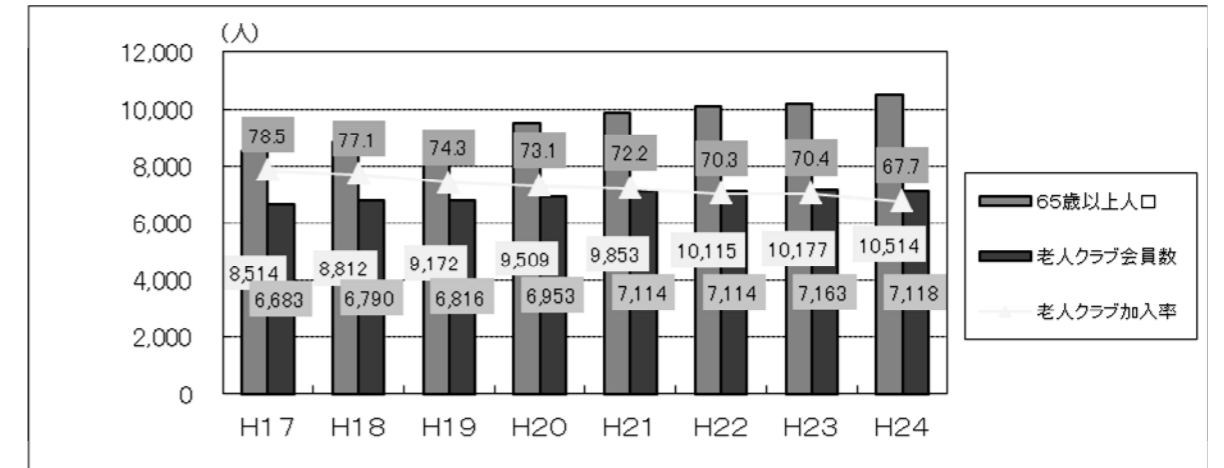
要介護認定者数 (H24) は 1,857 人で、年々増加しており、また、65 歳以上人口に占める要介護認定者の割合も 17.7%と増加傾向にあります。



(資料：介護長寿課)

(5) 老人クラブ会員数の推移

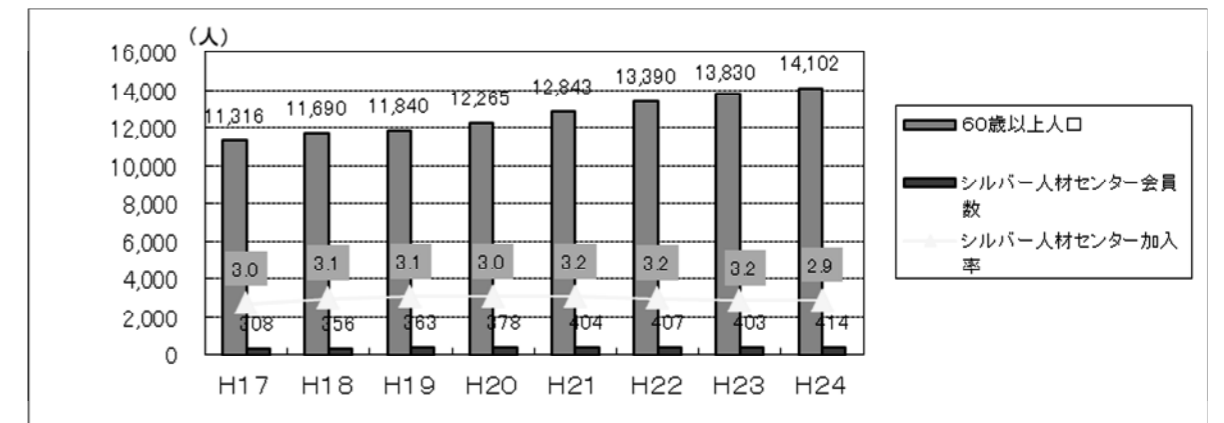
老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主組織であり、社会奉仕や各種スポーツ・文化活動を実施しています。会員数 (H24) は 7,118 人と横ばい傾向ですが、高齢者 (65 歳以上) 人口における加入率は、減少しています。



(資料：介護長寿課)

(6) シルバー人材センター会員数の推移

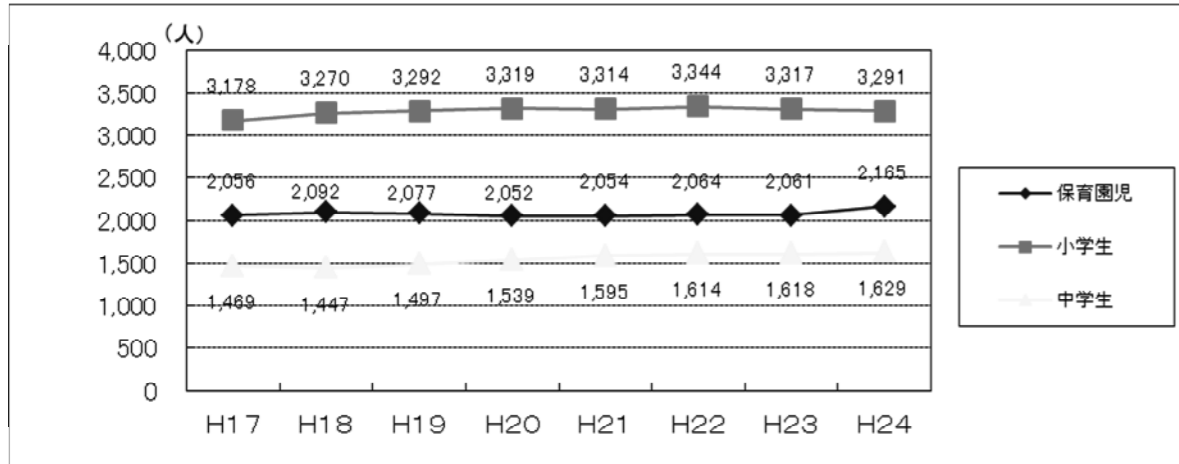
シルバー人材センター会員数 (H24) は 414 人で、微減微増で推移しています。60 歳以上人口の約 3%程度がシルバー人材センターの会員として、就業の機会を得ています。



(資料：介護長寿課)

(7) 児童数の推移

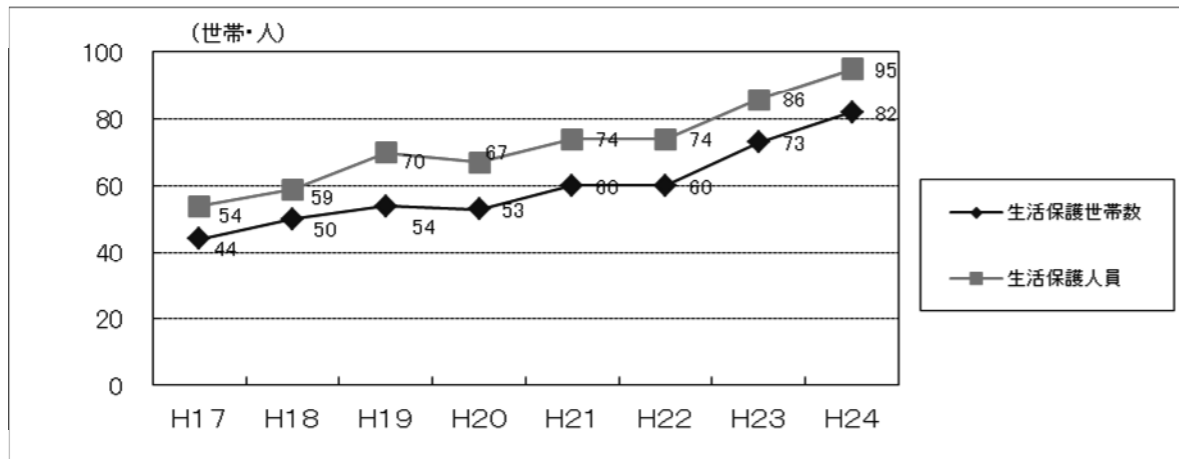
市内には、市立保育園17ヶ所、小学校8ヶ所、中学校3ヶ所あります。各々の人数(H24)は保育園児2,165人、小学生3,291人、中学生が1,629人でほぼ横ばい傾向です。



(資料：福祉課、学校教育課)

(8) 生活保護の状況の推移

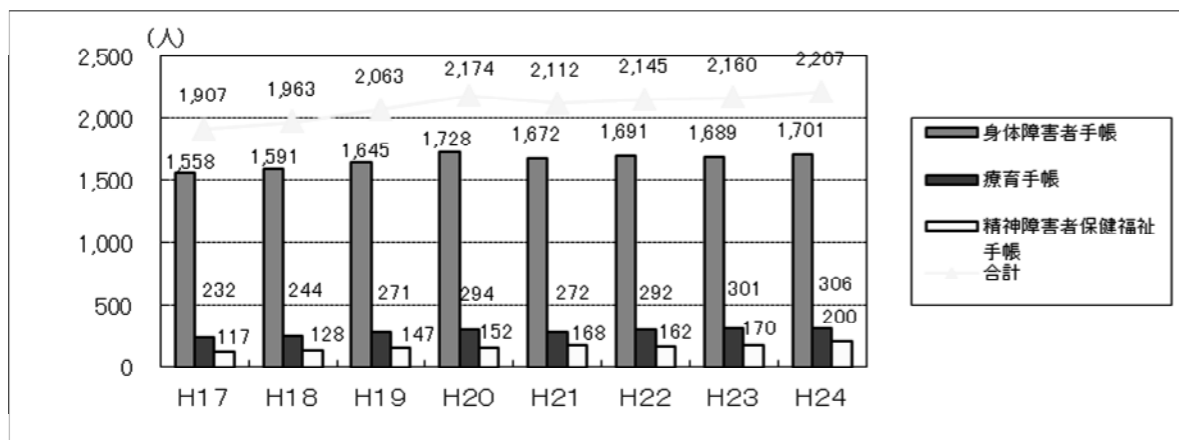
生活保護人員(H24)は95人、生活保護世帯数は82世帯で、経済の国際化による非正規社員の増加など厳しい雇用情勢を反映して、近年増加傾向にあります。



(資料：福祉課)

(9) 障害者手帳所持者の推移

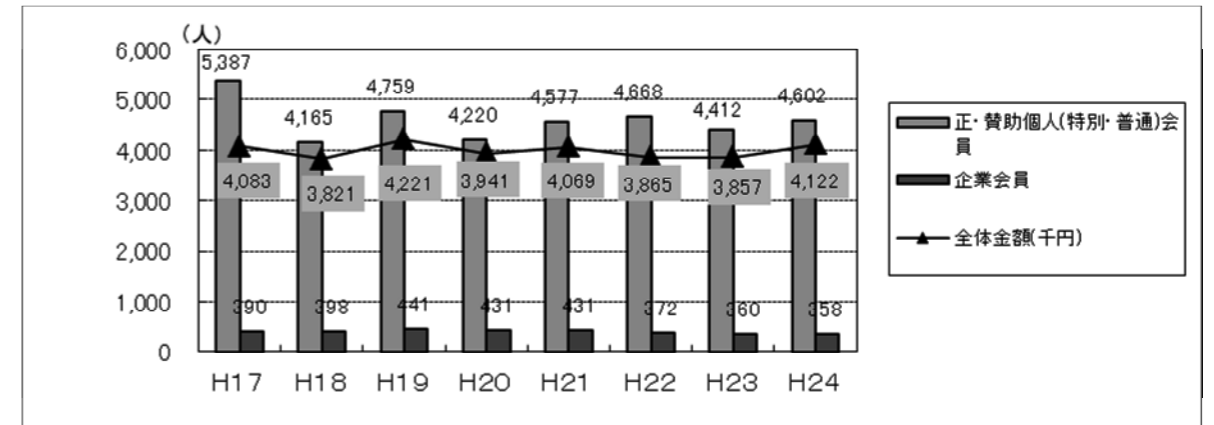
身体障害者手帳保持者(H24)は1,701人、療育手帳保持者は306人、精神障害者保健福祉手帳保持者は200人で、増加傾向にあります。



(資料：福祉課)

(10) 社会福祉協議会の会員登録人数と、会費金額の推移

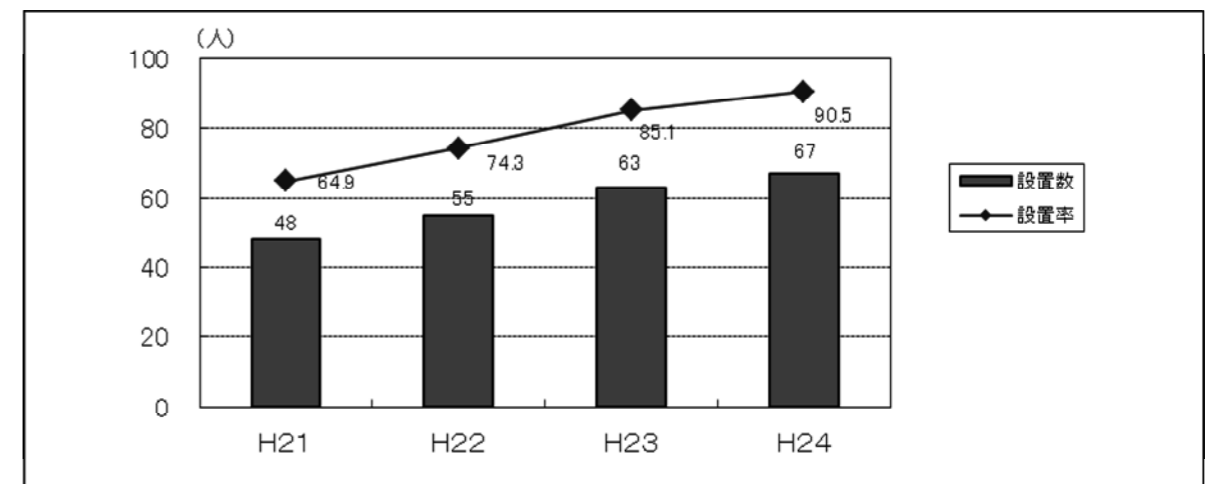
価値観の多様化による市民意識の変化や、核家族化による地域の絆の希薄化が進む近年、横ばい傾向にある能美市社会福祉協議会の会員会費も、平成24年度に、正・賛助に区分する改正を行い、会費が地域に還元されるしくみの理解を図ったため、正・賛助の個人会員数及び会費額が増えました。会員数の増減は、福祉への関心度を示すものと見られます。数値は年度の実績です。



(資料：社会福祉協議会)

(11) 地域福祉委員会設置状況の推移

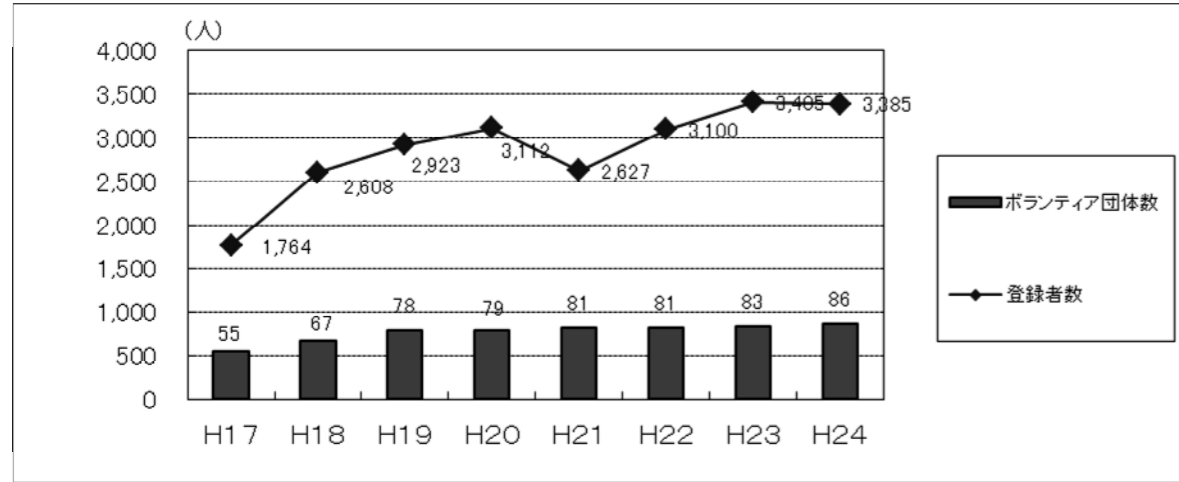
第1次の能美市地域福祉計画と、本計画に沿い、平成20年度から設置を進めてきた地域福祉委員会は、平成24年度末現在で74町(内)会のうち67町会で設置され、設置率は90.5%となりました。根上・寺井中学校校下では全町会・町内会に設置されています。また、地域福祉委員会活動の充実を目的に、研修講座を段階ごとに開催し、継続的に支援を行っています。数値は年度の実績です。



(資料：社会福祉協議会)

(12) 社会福祉協議会登録ボランティアの推移

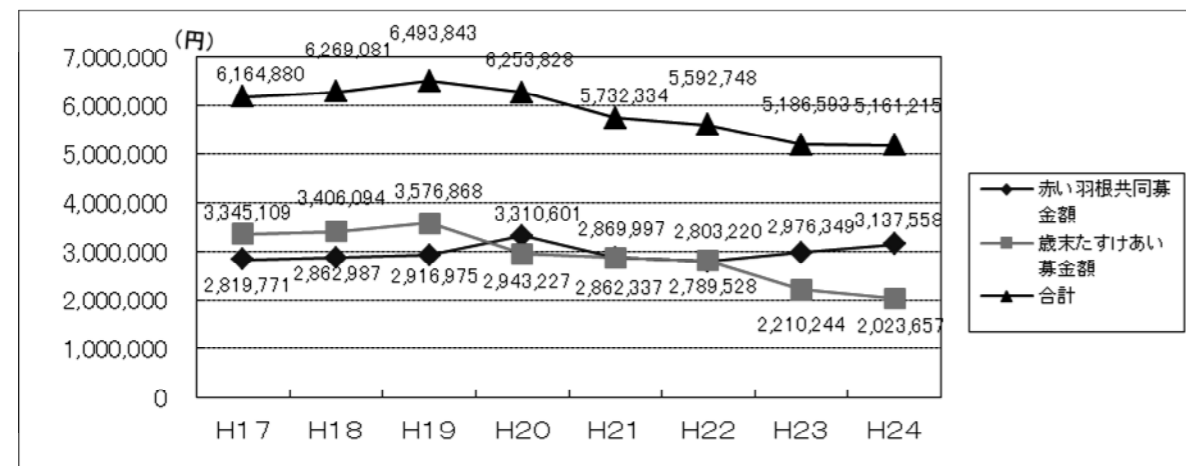
社会福祉協議会登録ボランティア団体数（H24）は86団体、登録者数は3,385人です。実際の活動内容としては、高齢者の見守り活動や配食サービス、童話や昔話の読み聞かせ、環境、国際交流活動など他分野にわたっています。数値は年度の実績です。



(資料：社会福祉協議会)

(13) 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金額の推移

市内の全戸、及び企業や学校・各種団体などにご協力を頂いている「赤い羽根共同募金」や、市美術作家協会・商工会・女性団体協議会のチャリティや街頭募金などでご協力を頂いている「歳末たすけあい募金」は、厳しい経済情勢を受け、減少傾向にあります。募金が地域を良くする活動に活かされることから、募金額の増減は、市民の地域福祉への参加の意志の表れであると捉えられます。数値は年度の実績です。



(資料：共同募金委員会)

福祉関係施設一覧

区分	施設区分	施設数	施設名	場所	電話番号	定員	運営主体(病院は設置科)	
高齢者福祉施設	介護老人福祉施設(特別介護老人ホーム)	2	湯寿園 「ボニジュール根上苑」	湯谷町乙88 下ノ江町イ201-1	58-6555 56-0096	100 80	(福)湯寿会 (福)喜峰会	
	軽費老人ホーム	1	メゾンスワニエ	下ノ江町イ207	56-0011	30	(福)喜峰会	
	有料老人ホーム	3	長寿村九谷 杜の郷 九谷 笑楽部ん家	和気町ヤ39-1 寺井町ニ28 三道山町ト11-1	51-0090 58-5100 57-4431	28 6 5	(医社)仁志会 (有)一陽来福 (有)陽だまり	
	介護老人保健施設	3	手取の里 はまなすの丘 陽翠の里	寺井町ウ84 大浜町ム52-18 緑が丘11-77	58-6616 55-8855 51-7777	50 74 54	(社)石川勤労者医療協会 能美市 (福)陽翠水	
	老人デイサービスセンター	15	能美市デイサービスセンター白寿 指定通所介護「ボニジュール根上苑」 通所介護事業所 和楽 デイサービスゆめ デイサービス柔柔 湯寿園デイサービスセンター ニチイケアセンター能美 デイサービスセンター笑楽部 リハビリ長寿～いきいき道場～ デイサービス灯(あかり) デイサービスセンターみのり倶楽部みつや デイサービスちいちの華 リハビリ長寿～九谷道場～ 笑い家デイサービスほたるの里 デイサービスセンター能美	大浜町ノ35-1 下ノ江町イ201-1 大成町2-69-1 吉原釜屋町口60-1 五間堂町戌46-6 湯谷町乙88 寺井町ヌ82 三道山町ト11-1 大長野町チ125-1 灯台笹町105 三ツ屋町35-1 三ツ屋町96 和気町ヤ39-1 館町甲164 緑が丘11-50-1	55-8800 56-0082 55-6008 56-0864 58-1924 58-6555 57-8236 57-4431 58-5123 51-3947 51-2226 51-7622 51-5556 27-0133 51-6683		能美市 (福)喜峰会 (有)スローライフケア (株)I・K・N (営)呵呵株式会社 (福)湯寿会 (株)ニチイ学館 (有)陽だまり (医社)仁志会 (株)藤右エ門 (医社)勝木会 (株)たから海福祉会 (医社)仁志会 昌和工業(株) (福)能美市社会福祉協議会 (医社)きだ整形外科クリニック	
	(地域密着型サービス(認知症対応型通所介護)老人デイサービス)	2	ケアミックスひまわり 地域サロンよりみち	大成町2-48-1 緑が丘9-54	55-5577 52-0722			(医社)きだ整形外科クリニック (株)あんすりー
	認知症高齢者グループホーム	10	グループホームあおぞら グループホーム金さん銀さん グループホームとまり木 グループホーム花しょうぶ ぐるうぶほうむ 杜の郷でらい ぐるうぶほうむ 杜の郷能美 ぐるうぶほうむ 杜の郷能美つつじ グループホームゆうゆう能美 グループホーム ゆず ハッピーホーム	粟生町口78 西二口町丙27 福島町ツ34-1 寺島町152 寺井町ニ31-1 寺井町ニ28-1 寺井町ニ28-3 山口町ヘ52-3 火釜町リ1-8 松が岡1-14	58-6899 55-6611 55-0756 51-6425 58-5100 58-5624 58-5100 23-6200 58-0661 51-3123	9 9 6 9 18 9 9 18 9 27	(NPO)老人介護トリックスとまり木 (医社)きだ整形外科クリニック (NPO)老人介護トリックスとまり木 (有)花街道 (有)トリゲ (有)一陽来福 (有)一陽来福 (有)オレンジ・ケア (株)優・優 (NPO)ハッピーホーム	
	小規模多機能型居宅介護事業所	6	ケアサービス ふたくち屋 ケアホーム杜の郷能美 コミュニケア緑が丘 小規模多機能型居宅介護事業所ボニジュール根上苑 小規模多機能型居宅介護事業所やまぼうし 寺井の家	西二口町丙30-1 寺井町ニ28-3 緑が丘11-111-2 下ノ江町イ205 火釜町リ1-8 寺井町ノ168	55-6600 58-5100 68-0436 56-0092 58-0662 57-3039		(医社)きだ整形外科クリニック (有)一陽来福 (株)グリーンケア芳珠 (福)喜峰会 (株)優・優 (社)石川勤労者医療協会	
	生活支援ハウス	1	能美市生活支援ハウス	寺井町中45	58-5200	20	※(株)ニチイ学館	
	老人福祉センター	3	老人福祉センター「白寿会館」 根上老人福祉センター 寺井老人福祉センター「亀齢荘」	大浜町ノ35-1 西二口町122 湯谷町乙25	55-8800 55-4050 57-2323		※(福)能美市社会福祉協議会 ※(福)能美市社会福祉協議会 ※(福)能美市社会福祉協議会	
	介護予防施設	2	健康と生きがいづくりセンター ふれあいプラザ(H25.8まで)	吉原町カ38-1 寺井町ク9-6	55-5552 58-8100		※(福)能美市社会福祉協議会 ※(福)能美市社会福祉協議会	
	訪問介護(ホームヘルプサービス)	9	ニチイケアセンター能美 ふたばケアセンター ヘルパーステーションかけはし ヘルパーステーションぼえむ なのはな畑 ふおーりーふ ふおーりーふ能美・訪問介護事業所 訪問介護ステーションたんぼぼ ヘルパーステーション能美	寺井町ぬ82 東任田町イ19-25 寺井町ウ84 寺井町ラ43 三ツ屋町口20-1 三ツ屋町35-1 三ツ屋町362アルゼール辰口102号室 火釜町リ1-8 緑が丘11-50-1	57-8236 57-2188 58-5507 57-4418 52-0087 51-7878 51-7877 58-1662 51-6767		(株)ニチイ学館 合同会社 みさき (社)石川勤労者医療協会 合資会社詩季 (医社)泉之杉会 (株)ふおーりーふ (株)ふおーりーふ (株)優・優 (福)能美市社会福祉協議会	
	訪問看護	7	能美中央訪問看護ステーション 能美根上訪問看護ステーション 能美市立病院 訪問看護ステーションかけはし 訪問看護ステーションたんぼぼ にしかわクリニック 訪問看護ステーション緑が丘	寺井町ヨ47(寺井地区公民館内) 中町ソ76 大浜町ノ85 寺井町ウ84 火釜町リ1-8 三ツ屋町イ14-1 緑が丘11-111-2	58-5758 56-0551 55-0598 58-5507 58-1662 52-0025 68-0579		(財)石川県医療在宅ケア事業団 (財)石川県医療在宅ケア事業団 能美市 (社)石川勤労者医療協会 (株)優・優 (医社)泉之杉会 (株)グリーンケア芳珠	

福祉関係施設一覧

区分	施設区分	施設数	施設名	場所	電話番号	定員	運営主体(病院は設置科)			
公民館・生涯学習等施設 (学習等共用施設表示は町公民館と一律表示)	公民館	77	浜町公民館	浜町ワ143	55-3960					
			道林町公民館	道林町へ106	55-0455					
			山口町会館	山口町へ144-1	21-6839					
			寺井地区公民館	寺井町ヨ47	57-0030					
			寺井町多目的ホール	寺井町中205	57-3544					
			九谷町コミュニティセンター	寺井町中205	57-3820					
			小長野町コミュニティセンター	小長野町へ10-1	58-5912					
			大長野町公民館	大長野町ニ177-1	57-3686					
			小杉町公民館	小杉町イ81-3	57-0775					
			末信町コミュニティセンター	末信町イ41	58-5910					
			牛島町集落センター	牛島町タ31	57-3580					
			佐野町公民館	佐野町ウ14甲	57-1300					
			泉台コミュニティセンター	泉台町中192	57-3114					
			湯谷町集落センター	湯谷町レ98	57-2171					
			石子町集落センター	石子町ハ56-1	58-5911					
			末寺町コミュニティセンター	末寺町イ205	57-3077					
			秋常町公民館	秋常町ト129	58-5040					
			新保町公民館	新保町73	57-3823					
			粟生町公民館	粟生町口33-1	57-1307					
			三道山町コミュニティセンター	三道山町ト31	57-0779					
			吉光町公民館	吉光町チ8-1	57-2166					
			東任田町コミュニティセンター	東任田町ニ52	57-2170					
			緑町公民館	東任田町イ52	57-3826					
			和佐谷町公民館	和佐谷町丁5	076-272-4677					
			岩本町公民館	岩本町30	076-273-4024					
			灯台笹町公民館	灯台笹町1022-2	51-4670					
			能美市大口地区農業構造改善センター	大口町12-48	51-4916					
			宮竹コミュニティセンター	宮竹町ハ7-1	51-5532					
			三ツ口町公民館	三ツ口町382	51-4220					
			長滝町公民館	長滝町63	51-4986					
			筋生町公民館	筋生町口71	51-5937					
			能美市岩内公民館	岩内町リ78-3	51-4522					
			能美市火釜農事集会所	火釜町224-3	51-5596					
			能美市来丸地区農業構造改善センター	来丸町92	51-4962					
			山田町公民館	山田町129-1	51-6296					
			能美市三ツ屋地区水田利用再編集落拠点施設	三ツ屋町イ22-2	51-4995					
			倉重町公民館	倉重町甲73	51-4223					
			能美市出口農事集会所	出口町口47-1	51-2978					
			辰ノ口町会館よろっさ	辰ノ口町5-6	51-3867					
			緑が丘会館	緑が丘9-5	51-0004					
			弥生会館	松が岡5-34	51-7601					
			湯屋町公民館	湯屋町ト33	51-2992					
			上徳山町公民館	上徳山町168	51-4767					
			能美市下徳山集落センター	下徳山町タ14	51-5575					
			上開発町公民館	上開発町イ135-1	51-4884					
			能美市下開発地区コミュニティ施設	下開発町エ24-1	51-5575					
			徳久町公民館	徳久町ナ89	51-0332					
			能美市荒屋地区集落センター	荒屋町ホ29	51-5208					
			高座町公民館	高座町イ3-16	51-6833					
			下清水町公民館	下清水町イ52	51-2996					
			能美市上清水地区地域農業拠点推進施設	上清水町59	51-5593					
			北市町公民館	北市町ホ51	51-4960					
			和気町公民館	和気町へ182	51-4222					
			虚空蔵会館	和光台3-110	51-6067					
			寺島せせらぎ会館	寺島町207	51-4917					
			能美市館地区集落センター	館町69-1	51-6595					
			能美市金剛寺生活改善センター	金剛寺町丁203	51-5741					
			能美市坪野生活改善センター	坪野町128	51-2199					
			能美市鍋谷生活改善センター	鍋谷町ツ74	51-4915					
			能美市仏大寺多目的集会所	仏大寺町10	—					
			防災関係施設	消防	4	能美広域事務組合消防本部	寺井町タ35	58-6320		H25.以後変更予定
						寺井消防署	寺井町タ35	58-6320		
						根上分署	浜町カ175	55-0077		
						辰口分署	倉重町戊41	51-6119		

福祉関係施設一覧

区分	施設区分	施設数	施設名	場所	電話番号	定員	運営主体(病院は設置科)			
防災関係施設	警察	6	寺井警察署	寺井町リ44	57-1137					
			根上交番	大成町リ80-4	55-0173					
環境	美化センター	2	道林駐在所	道林町寅2	55-0284					
			寺井交番	三道山町チ29-3	58-5015					
医療機関	病院	27	辰口交番	来丸町502-21	51-2110					
			宮竹駐在所	三ツ口町943-1	51-2337					
			能美美化センター	坪野町リ1-1	51-2471					
			不燃物処理場	坪野町リ1-1	51-6120					
			アイリス メディカル クリニック	辰口町971	51-0123		心療内科・精神科			
			秋山医院	寺井町ま20	57-0666		小児科・内科			
			あさもとクリニック	福島町タ38-3	56-0880		内科			
			上田眼科医院	寺井町レ104-4	57-1365		眼科			
			きた整形外科クリニック	西二口町丙30-1	55-8811		整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科			
			さかの耳鼻咽喉科クリニック	寺井町口45-1	57-8787		耳鼻咽喉科			
			たつのくちクリニック	辰口町521-1	52-0061		内科・胃腸科・外科・肛門科			
			徳久医院	寺井町ウ31	57-0062		内科(循環器科・呼吸器科・消化器科)			
			ながた内科クリニック	寺井町口80-1	57-3777		内科・呼吸器科・循環器科			
			にしかわクリニック	三ツ屋町イ14-1	52-0025		泌尿器科・内科・外科			
			にった皮膚科泌尿器科クリニック	寺井町口89-1	58-8686		皮膚科・泌尿器科			
			花咲く丘の診療所	火釜町リ1-8	58-1660		内科・胃腸科・外科・肛門科			
			ボニジュールクリニック	下ノ江町イ201-1	56-0096		内科・整形外科			
			前田医院	寺井町タ31-1	57-0097		内科			
			まつだクリニック	浜開発町丁97-3	55-1238		小児科・耳鼻咽喉科			
			松田内科クリニック	三ツ屋町38-3	51-0058		内科・循環器科			
			水本整形外科医院	寺井町ヤ120	57-2511		整形外科・リハビリテーション科			
			みもうクリニック	佐野町ヲ33	57-0530		内科・小児科・循環器科・消化器科			
			村本内科胃腸科医院	大成町ワ5-1	55-3551		内科・胃腸科・リハビリテーション科・放射線科			
			本谷医院	福岡町イ15	55-0006		外科・内科・胃腸科			
			もりした整形外科クリニック	辰口町654-1	51-6515		整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科			
			柳瀬医院	浜町カ157	55-0166		内科・胃腸科・小児科			
			よしだ小児科クリニック	松が岡3-67	51-6100		小児科・内科			
米島医院	大成町ト118-6	55-0241		内科・胃腸科・小児科						
芳珠記念病院	緑が丘11-71	51-5551		総合病院						
寺井病院	寺井町ウ84	58-5500		総合病院						
能美市立病院	大浜町ノ85	55-0560		総合病院						
病院(歯科)			北本歯科医院	大成町ト114	55-4180		歯科			
			しおむら歯科医院	寺井町口43-1	57-0844		歯科			
			塩村歯科クリニック	辰口町509-1	51-6171		歯科			
			柴山歯科医院	辰口町136	51-2015		歯科			
			新保歯科医院	小長野町ト38-1	58-6033		歯科			
			杉本歯科医院	大成町2-77	55-0111		歯科			
			つかさ歯科医院	五間堂町戊46-7	58-6488		歯科			
			庭田歯科医院	寺井町ツ88-3	57-0073		歯科			
			福島歯科医院	三道山町オ78	57-3407		歯科			
			みやうら歯科医院	出口町へ212	52-0885		歯科			
			山上歯科医院	佐野町ヲ13-1	57-1130		歯科			
			吉光歯科医院	粟生町ソ57	57-0648		歯科			
			市	庁舎・窓口センター	3	市役所	来丸町1110	52-8000		能美市
						根上窓口センター	中町子88	58-2215		能美市
						寺井窓口センター	寺井町ヨ47	58-2216		能美市
社会福祉協議会	社会福祉協議会関係施設	10	本所	緑が丘11-50-1	51-6020		※辰口健康福祉センター内			
			根上支所	西任田町口23	58-4341		※旧西任田保育園施設内			
			寺井支所	湯谷町乙25	57-2323		※寺井老人福祉センター「亀齢荘」内			
			辰口支所	緑が丘11-50-1	51-6600		※辰口健康福祉センター内			
			能美市ボランティア・コミュニティ活動支援センター	緑が丘11-50-1	51-6020		※辰口健康福祉センター内			
			能美市ファミリー・サポート・センター	西任田町口23	58-4342		※旧西任田保育園施設内			
			能美ねあがり居宅介護支援事業所	西任田町口23	58-4351		※旧西任田保育園施設内			
			能美ケアプランセンターたつのくち	緑が丘11-50-1	51-6760		※辰口健康福祉センター内			
			ヘルパーステーション能美	緑が丘11-50-1	51-6767		※辰口健康福祉センター内			
			デイサービスセンター能美	緑が丘11-50-1	51-6683		※辰口健康福祉センター内			



第2次 能美市地域福祉活動計画

発行 平成25年3月

社会福祉法人能美市社会福祉協議会

TEL:(0761)51-6020

FAX:(0761)51-6677

ホームページ:

<http://www.nomi-shakyo.jp/index.html>

e-mail:nomi@nomi-shakyo.jp